

会 議 録

1 会議の名称	総務常任委員会
2 日 時	令和 4年12月 7日 (水) 午前 9時30分 開会 午前 10時48分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (7人)	長嶋 一樹 今野 康敏 越水 崇史
	橋田 夏枝 小沼 富夫 大山 学
	八島 満雄
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員 (9人)	副市長 (宍戸 晴一)
	企画部長 (山室 好正)
	総務部長 (吉川 武士)
	行政経営担当部長 (酒井 哲也)
	企画部参事 (兼) 公共施設マネジメント課長 (桐生 尚直)
	総務部参事 (兼) 文書法制課長 (三河 秀行)
	財政課長 (八鍬 文子)
	財政課財政係長 (屋久 直也)
文書法制課情報公関係長 (足立 成美)	
7 傍 聴 者	1人
8 事 務 局	次長 主査
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 議案第42号 伊勢原市公共施設等総合管理基金条例の制定について

結 果 可 決

午前9時30分 開会

○委員長【長嶋一樹議員】 おはようございます。ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。会議は、配付してあります次第により進行いたします。

ここで、執行者側から副市長に御出席いただいておりますので、御挨拶をお願いいたします。

○副市長【穴戸晴一】 おはようございます。本12月定例会初日の11月28日に条例1議案、12月5日に条例4議案、そして補正予算5議案及び人事案件2議案の11議案につきまして御審議をいただき、いずれも原案どおり可決と同意をいただき、誠にありがとうございました。

本日審査をいただきます2議案につきましては、11月28日の本会議において提案説明を申し上げまして、12月5日の本会議におきまして御審議をいただいておりますが、本日、当委員会におきまして詳細な御審査をお願いするものでございます。本日の委員会には、所管する担当の職員も出席させていただいておりますので、各委員からの御質疑に対しましては的確にお答えできるよう努めてまいりたいと存じております。御審査の上、御理解賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○委員長【長嶋一樹議員】 それでは、「議案第42号、伊勢原市公共施設等総合管理基金条例の制定について」を議題といたします。本案については、本会議の際、細部にわたって説明がなされていますので、直ちに質疑に入ります。なお、発言の際は挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、発言は簡潔明瞭に、質疑項目が多い場合には3項目程度に区切ってお願いいたします。よろしく申し上げます。

○委員【大中学議員】 それでは、「議案第42号、伊勢原市公共施設等総合管理基金条例の制定について」、何点か質問いたします。

本条例改正ですが、公共施設等の総合的かつ計画的な整備に要する経費に充てることを目的とした基金ということで、これについての創設は理解はできます。40年のかかる経費を、まず10年をめどに改修計画に費用を平準化するということで、6億5000万円を積み立てるということでしたけれども、伊勢原市の公共施設、築30年以上経過し、老朽化した公共施設が200棟余りあるということで、今後の見通し、更新計画、統廃合等の考えをお伺いします。それと、平準化するのを10年にした理由と、またその後の見通しをお伺いいたします。さらに、本当に積立ての実効性があるのかどうか、それと積立基金の目標額の設定

はしなかったのか、検討の俎上に上がらなかったのかということを確認いたします。

以上です。

○企画部参事（兼）公共施設マネジメント課長【桐生尚直】 私からは、老朽化した公共施設の今後の見通し、施設の更新、統廃合の考え方につきまして、お答えさせていただきます。現在保有しております公共施設は、施設の合計が214施設、延べ床面積の合計で18万9000平米となっております。今年度の4月1日現在におきまして、建築から30年以上経過しておる公共施設は約8割を占めておりまして、今後10年後には9割以上となり、ほぼ同時期に大規模改修や建て替えを迎え、多額の経費が必要になるものと予測しております。このような公共施設の老朽化対策のための施設の更新、統廃合などの取組につきましては、現在策定を進めております（仮称）公共施設再配置プランに基づき対策を進めていく考えとしてございます。

以上です。

○財政課長【八鍬文子】 続きまして、10年間とした理由につきまして申し上げます。公共施設等総合管理計画は、40年間の将来更新経費を推計しまして、30年間の計画期間としておりますが、社会経済環境が大きく変化をし、また、公共施設を取り巻く環境も変化する中で、40年後の財政状況を見通すことは難しいことから、当面10年間をめどに本基金の活用を図ることとしたものでございます。

その後の見通しですけれども、10年先以降も多額の財源不足が見込まれます。基準額を設定いたしまして、下回った場合に積み立てるほか、各年度におきます決算剰余金の活用ですとか、公共施設の再編等により不要となった市有財産の売却収入などによりまして、できる限り基金積立額の積み増しを図ってまいりたいと考えております。

積立ての実効性とのことでございます。公共施設を総合的かつ計画的に管理していくためには、一般財源所要額の平準化が必要と考えております。毎年度の予算編成等におきまして着実な積立てに努める一方で、特定財源の活用ですとか経済性を考慮した施設整備手法などの検討によりまして、一般財源所要額の抑制を図るなど、着実な推進に取り組んでまいりたいと考えてございます。

次の積立ての目標額の設定についてでございます。繰り返しとなりますが、社会経済環境が大きく変化して、公共施設を取り巻く環境も変化する中で、40年後の財政状況の見通しを立てるのが難しいと考えております。そのため、10年間をめどに本基金の活用を図ることといたしました。そのため、積立ての目標額を定めるのではなく、10年間の平均一般財源所要額を基準額として設定いたしまして、基準額と各年度の一般財源所要額との差額を積立て、または取崩しをして所要額の平準化に努める、このような運用をすることとしたものでございます。

以上です。

○委員【大山学議員】 ありがとうございます。続きまして、本条例、イン

フラを除くとした理由をお伺いいたします。橋梁、下水道、市道等は老朽化している、また、今後老朽の懸念があるということで、多額の経費がかかるかと思えます。その対策についてお伺いいたします。

○企画部参事（兼）公共施設マネジメント課長【桐生尚直】 インフラにつきましては、橋梁、下水道、市道などが該当いたします。これらのインフラにつきましては、これまでも定期的な点検、診断を行いまして、予防的な修繕等の老朽化対策を進めてきてございます。インフラの老朽化対策につきましては、今後も特定財源の活用などを図りまして、財政負担の軽減を図るとともに、より効率的な維持管理に努めてまいるという考えでございます。

以上です。

○委員【大山学議員】 それでは、最後ですけれども、本条例の当初予算にどのように影響されて、その後どのように処理をされるのかを確認いたします。

○財政課長【八鍬文子】 基金に要する経費につきましては、地方自治法におきまして、歳入歳出予算に計上して明らかにすることが規定されております。基金への積立ては、毎年度の歳出予算で基金への積立金という形で計上しまして、基金へ繰入れを行うものでございます。また、年度の途中で余剰財源などが生じた場合には、財政状況なども踏まえて検討を行いまして、場合によりましては補正予算を編成して積立てを行いたいと考えております。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 それでは、私からも議案第42号について幾つか質問いたします。

この条例制定の詳細の部分につきまして、まず、3点質問いたします。第4条運用益金の処理について。基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとするとしておりますが、一般会計に計上後、基金編入する考え方について確認します。また、なぜそのような煩雑な方法を取るのか、理由についても御説明願います。2点目です。第5条繰替運用について。基金に属する現金を繰替運用することを定めるとしてありますが、繰替運用を定める理由について御説明願います。3点目です。第7条委任についてです。基金の管理に関し必要な事項は市長が別に定めるとしてありますが、具体的にどういった事項が想定されるのか、御説明願います。

○財政課長【八鍬文子】 それでは、順次お答えさせていただきます。

まず、第4条運用益金の処理についてでございます。運用益金につきましては、地方自治法第241条第4項で、基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならないという規定がございます。基金の運用から生ずる収益としましては、金融機関への預金に係る利子ですとか、一般会計等への繰替運用から生ずる利子などがございます。一般会計で歳入をいたしました後、同額を基金へ繰り入れることによりまして、財務処理を明確にすることとしております。このため、利子等を一般会計の歳入の基金利子として計上するとともに、歳出の基金積立金として計上いたしま

して、当該基金への積立てを行うものでございます。

次に、第5条の繰替運用について申し上げます。地方自治法第241条第3項では、特定の目的のために資金を積み立てるための基金は、その目的のためでなければ処分できないことが規定されておりまして、本条例では第6条に処分規定を設けております。ただし、各基金の設置条例で規定をすると、一般会計や他の特別会計で現金、支払いに必要なお金が一次的に不足するような場合に、この基金に属する現金について、いわゆる貸付けをするようなことができるようになります。年度末などには支払いが集中することなどの理由がございまして、一次的に資金が不足する場合がございます。このため、基金の繰替運用を行っておりますことから、本基金においても規定を設けるものでございます。なお、条例では本来の基金の運用に支障を来すことのないよう、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定める必要があるということで規定しております。

次に、第7条の委任につきまして申し上げます。第7条は、この条例に規定していない細目的な事項について、必要に応じて別途規定することを定めたものでございます。他市を見ますと、基金の運用に関する規定などを別途設けているような例がございますが、現時点では具体的な事項を想定しているものではございません。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 了解しました。

続きまして、協議会資料でもいただきました、第1条に関係した条例の対象とする公共施設等は、公共施設等総合計画が対象とする公共施設等のうち、インフラを除くというところで、一覧の表があります。これについて質問いたします。スポーツ・レクリエーション施設（スポーツ施設、レクリエーション施設、広場）と記載してあるため、具体的に市ノ坪公園の自由広場や総合運動公園内の自由広場、また上満寺多目的スポーツ広場も基金の対象となるという理解でよろしいのか確認します。

○企画部参事（兼）公共施設マネジメント課長【桐生尚直】 本条例の基金の対象は、総合管理計画の公共施設を対象とする考えでございます。御質問にございました市ノ坪公園自由広場、総合運動公園自由広場、上満寺多目的スポーツ広場につきましては、総合管理計画に公共施設と位置づけておりまして、本基金の対象とすることを想定してございます。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 了解しました。そういった考え方ということも理解しましたところで、念のため確認なんです、市内に3か所あるテニスコートも有料のスポーツ施設なので、基金の対象という理解でよいのか再確認いたします。

○企画部参事（兼）公共施設マネジメント課長【桐生尚直】 鈴川公園、東富岡公園、市ノ坪公園の各テニスコートにつきましても、総合管理計画に公共施設と位置づけておりまして、本基金の対象とすることを想定してございます。

以上です。

○委員【小沼富夫議員】 私からも何点か質問させていただきます。

1点目として、改めて条例制定に至った経緯を確認させていただきます。

○企画部長【山室好正】 本市の公共施設の多くは、築30年以上は経過し、老朽化が進行してございます。今後一斉に大規模改修や建て替えの時期を迎えることとなります。こうした中、今後も持続的に公共施設サービスを提供していくためには、長期的な視点で既存の施設の長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減、また平準化を図るとともに、将来にわたる利用ニーズを的確に捉えまして、集約化や統廃合等を行いながら施設機能の充実を図る縮充という考え方の下で、公共施設の適切な配置を実現することが求められております。そして、こうした対応に当たりまして多額の更新等の経費の捻出が必要となりますことから、現在見直し作業を進めている公共施設等総合管理計画及び（仮称）公共施設再配置プランに基づきまして、財政負担の平準化を図りながら、公共施設を総合的かつ計画的に管理していくための財源に充てるために、ここで新たにこの特定目的基金といたしまして公共施設等総合管理基金を設置することとさせていただきます。

以上でございます。

○委員【小沼富夫議員】 了解いたしました。

それでは、2回目の質問として、4基金の条例を廃止しておりますけれども、残金は一旦一般会計に繰り入れるということでございます。この4つの基金のそれぞれの残高をお聞きしたいと思います。もう1点として、関連で、この廃止する4つの基金の残高の活用についても御説明いただきたいと思っております。

以上です。

○財政課長【八鍬文子】 4つの基金につきまして、令和3年度末現在の残高を申し上げます。土地開発基金は1822万4000円、総合体育施設建設基金は37万2000円、公共施設等整備基金は515万9000円、ふるさとの森づくり基金は1644万8000円でございます。

この4つの基金の残高の活用につきまして、それぞれ申し上げます。まず、土地開発基金の残高につきましては、用地の先行取得を目的とした基金であったということ踏まえまして、伊勢原駅北口周辺整備に向けて先行取得した用地の買取りが今後見込まれますことから、伊勢原市市街地再開発基金へ統合しまして活用したいと考えております。次に、総合体育施設建設基金の残高につきましては、今回創設いたします伊勢原市公共施設等総合管理基金へ統合して活用したいと考えております。次に、公共施設等整備基金の残高につきましては、こちらは開発事業に伴い、はしご車ですとか消火栓等の整備を目的として頂いた協力金を原資としておりますことから、来年度以降、消防関連の整備などに充当して活用したいと考えております。最後にふるさとの森づくり基金の残高につきましては、一旦財政調整基金へ積立てをしまして、基金の目的であります森林の整備ですとか緑化の推進等に資する事業の財源として活用したいと考えております。

以上です。

○委員【小沼富夫議員】 ありがとうございます。最後に意見として申し上げますけれども、公共施設等総合管理計画及び（仮称）公共施設再配置プランに基づき、公共施設を総合的かつ計画的に管理していくための本基金の創設であると思います。本基金の積極的な活用で、一般財源所要額の平準化を図りつつ、施設整備を実施していただき、また必要な施設の更新を実行されますよう要望させていただきます、賛成の意見といたしたいと思います。

以上です。

○委員【越水崇史議員】 ふるさとの森づくり基金と公共施設等整備基金、この2つなんですけれども、基金残高については、消防自動車の購入に使うというコメントもあったんですけれども、目的に沿って活用したいということで、お金の色というのはないので、どのように一般財源で目的活用をしていくのでしょうか。財政調整基金に繰り入れるとも伺っておりますけれども、管理方法について伺えれば。

○財政課長【八鍬文子】 ただいまお尋ねがありました2つの基金の残高につきましては、先にお認めいただきました12月の補正予算におきまして、一般会計に繰り入れるとともに財政調整基金へ積み立てる予算を計上させていただいております。今後は、公共施設等整備基金につきましては、今も申し上げましたけれども、はしご車ですとか消防水利施設などの整備に活用して、ふるさとの森づくり基金につきましては、森林整備ですとか緑化推進などの事業というように、それぞれの基金の設置目的に沿った活用を図ることができるよう、各年度の予算編成におきまして検討し、財源として活用させていただく考えでございます。

以上です。

○委員【今野康敏議員】 私からも「議案第42号、伊勢原市公共施設等総合管理基金条例の制定について」、質問させていただきます。

まず、今回、見直し対象となっている9基金について、近年計画的な積立てや取崩しを行っておらず、資産の有効活用が図られていない状況であることから、休眠状態を見直すため、基金を廃止し、資産の有効活用を図るとのことですが、その中で、廃止にする4基金については休眠状態となったのはここ数年ではない状況であります。そこで、お伺いたします。見直しがなぜこの時期になったのか、その理由をお伺いたします。

2点目でございます。今回廃止にする公共施設等整備基金について、当基金は昭和56年に設置されており、都市施設、教育施設などの整備を目的とする寄附金などを積み立て、これらの施設の整備を図るために設置されていますが、過去10年間を見ますと、積立てはほとんどされていません。その理由をどのように分析しているのか、積立てを増すための取組は行ってきたのか、お伺いたします。

3点目でございます。今回廃止にする公共施設等整備基金について、当基金は、今後新たな積立てができないとのことですが、その理由をお伺いたします。

以上、3点お願いします。

○財政課長【八鍬文子】　まず、今回、公共施設等総合管理計画の計画的な推進に向けた財源確保の検討と合わせまして、既存の目的基金につきましても活用状況等を再度確認するなど、基金全体の見直しについて検討を行ったところでございます。これによりまして、休眠状態となっている基金につきましても、今後の具体的な取組がないこと、基金を活用しない手法で事業の推進が可能なことを確認いたしまして、廃止を御提案したものでございます。

次に、公共施設等整備基金についてでございますが、こちらは既に廃止しております伊勢原市開発指導要綱というものに基づきまして、開発事業者が納付する公共施設等整備協力金というものを原資に、この基金に積立てを行い、教育施設ですとか、はしご車、消防水利施設等の整備に活用してきたものでございます。ただ、この協力金につきましては、平成18年度に廃止をいたしまして、それ以降、積立てをすることができなくなったものでございます。協力金の廃止後につきましては、予算の積立ては新たに行うことができなくなりましたが、頂いた協力金は、残金としてございましたので、目的に沿った活用を図ることといたしまして、これまで運用してきたところでございます。ですので、積立ての原資といたしておりました公共施設等整備協力金の廃止に伴いまして積立てができなくなったものでございます。

以上です。

○委員【今野康敏議員】　承知しました。

続きまして、3点お伺いいたします。本条例の第1条関係でお伺いいたします。条例の対象とする公共施設等は、公共施設等総合管理計画が対象とする公共施設等のうち、インフラを除くものとなっておりますが、インフラの中で公園施設がありますが、ここでいう公園施設の定義をお伺いいたします。

2点目でございます。有料公園内のスポーツ施設を除いた公園施設をインフラに位置づけた理由及び今回の条例の対象外にした理由をお伺いいたします。

3点目、第7条の委任でございます。この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な情報は、市長が別に定めるとありますが、想定される基金の管理に関し必要な事項をお伺いいたします。

○企画部参事（兼）公共施設マネジメント課長【桐生尚直】　インフラの公共施設の定義について、お答えさせていただきます。本条例の基金につきましては、総合管理計画を推進するための目的としてでございます。公共施設等総合管理計画の対象施設につきましては、大きく公共施設とインフラに区分してございます。このうち、インフラの中の公園施設につきましては、都市公園条例に基づく公園施設のうち、有料公園施設を除くものと位置づけてございます。一方で、都市公園内の有料公園施設といたしましては、具体的に総合運動公園内の体育館、野球場、自由広場、鈴川公園内の野球場、プール、テニスコート、市ノ坪公園内の自由広場、テニスコート、東富岡公園内のテニスコートが該当いたしますが、これらは公共施設のスポーツ施設として位置づけてございます。このような公共施設等総合管理計画の区分に合わせまして公園施設を定義する考えでございます。



次に、スポーツ施設を除きました公園施設をインフラに位置づけた理由及び今回の条例の対象外とした理由にきまして、お答えさせていただきます。平成30年1月に総務省から「公共施設等の適正管理の更なる推進について」の通知がございまして、この通知の中で、道路、橋梁、公園、下水道などはインフラとして整備されてございますことから、公園をインフラとして区分をいたしました。公園を含むインフラにつきましても、今後も宅地開発などに伴い整備が必要となること、実際にインフラの統合、廃止などの取組を進めることは難しいこと、また、公共施設の老朽化対策を喫緊の課題として取り組むとの考えから、インフラにつきましても、本条例の対象から除く考えとしてございます。

以上です。

○財政課長【八 鍬 文 子】 第7条の委任についてでございます。他市の例を挙げますと、基金の運用に対する、より具体の事項などを定めているところもございますけれども、本市におきましては、現時点では具体的な事項は設定していないところでございます。

以上です。

○委員【今野康敏議員】 承知しました。

最後に1点お伺いいたします。本市では、決算報告の際に公会計上の財務諸表から読み取れる資産形成度を表す歳入額対資産比率、また資産老朽化比率、さらに世代間公平性を表す将来世代負担比率などを財務諸表に記載し公表しております。今回の条例制定検討に当たって、これらの数値を活用しているのか、お伺いいたします。また、今後これらの指標を積極的に活用していくべきと考えますが、その所見をお伺いいたします。

○財政課長【八 鍬 文 子】 本基金条例の検討に当たりましては、公共施設等総合管理計画の改訂及び（仮称）公共施設再配置プランの策定に向けた検討と合わせまして、仮の試算とはなりますが、当該計画の推進に係る将来更新経費等の見通しを立てまして、基金の運用の検討を行ったところでございます。なお、公共施設等総合管理計画の改訂等に当たりましては、各施設の老朽化状況調査を行ったほか、固定資産台帳などのデータも活用しまして作業を進めているところでございます。今後、計画の取組を推進していきます上で、財務諸表や財務指標を活用しまして、公共施設の老朽化対策の進捗状況の見える化を図るなど、公共施設マネジメントに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長【長嶋一樹議員】 ほかに質疑はございませんでしょうか。（「なし」の声あり）なしと認めまして、質疑を終結します。

それでは、本案についての意見等をお願いいたします。

○委員【橋田夏枝議員】 今回、公共施設のための基金を新設することについては、正直申し上げて、ようやく行政が動いてくれたという思いでございます。昨年の会派市長要望書の中でも、老朽化した公共施設の維持管理、建て替えに、財源確保に向けた基金を創設し、計画的運用を図ることという内容を盛り込みました。

また、これまでも機会あるごとに、公共施設のための基金創設を言い続けてまいりました。予算、決算審査では、休眠状態にある基金の数々を審査するたびに、何とかならないものかと思っておりましたが、今回廃止されることにより、より事実しに即した基金の設置になると期待しております。来年度以降、基金の運用に期待する一方で、財政状況に厳しさを増す中、どこまで基金の積み上げが可能になるか、懸念もしております。現在、公共施設マネジメント課を中心に公共施設再配置計画を策定しておりますが、公共施設の見直しを進め、限られた基金を最大限に市民のため、伊勢原市のために活用していただくことをお願いいたします、本条例の賛成意見とさせていただきます。

○委員長【長嶋一樹議員】 ほかに発言は。（「なし」の声あり）それでは、なしと認めます。

これより採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【長嶋一樹議員】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午前 10 時 3 分 休憩

---

午前 10 時 20 分 再開

議 題 議案第43号 伊勢原市個人情報の保護に関する法律施行条例の  
制定について

結 果 可 決

○委員長【長嶋一樹議員】 次に、「議案第43号、伊勢原市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を議題といたします。

本案については、本会議の際、細部にわたって説明がされていますので、直ちに質議に入ります。

○委員【大山学議員】 それでは、「議案第43号、伊勢原市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」、何点か質問いたします。

まず、本会議場での答弁の中で、国からのガイドラインに沿った運用という説明がありましたけれども、このガイドラインというのはどのようなものなのか、概要で結構ですので教えてください。

もう1点、全国的な共通ルールとともに、地域の特性に合わせた条例を制定できるというようなこともありましたけれども、本市の場合はこのようなことがあったのか、お尋ねいたします。

以上、まず2点。

○総務部参事（兼）文書法制課長【三河秀行】 それでは、順次お答えさせていただきます。

まず、国からのガイドラインの内容についてでございます。個人情報保護法第9条で、地方公共団体への支援といたしまして、国は、地方公共団体が実施する個人情報の保護に関する施策等に対して、その活動を支援するため、情報の提供、地方公共団体が講ずるべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定等、必要な措置を講ずると規定しております。この規定に基づきまして、国では地方公共団体を対象とした個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインを策定し、公表しております。このガイドラインには、行政機関等による個人情報の適正な取扱いを確保することを目的とした具体的な指針が定められています。具体的には、法律に使用されている用語の意味や関係者の理解を助けることを目的とした典型的な具体例等が示されております。

続きまして、地域特性に合わせた本市の場合ということでございます。個人情報保護法の適用となる令和5年4月1日から、個人情報の取扱いにつきましては、基本的には法に基づく全国的な共通ルールにより運用されることとなります。ただし、地域の特性に応じて、特に必要な場合の独自の取扱い等につきましては、法の趣旨、目的に照らし、引き続き条例で定めることができるとされています。法により条例に規定が置かれることが許容されているもののうち、本市におきましては、手数料の額、個人情報ファイル簿に準じる個人情報ファイル簿の作成、公表、審議会に諮問できる事項等について規定をしております。

以上です。

○委員【大山学議員】 続きまして、目的外使用と不正利用についてお伺い

たします。個人情報の目的外使用の把握はどのように行うのか、それと、不正利用等が発覚した場合の対応と罰則規定が設けられていますが、この罰則規定をどのように対応するのか、それについて個人情報保護委員会はどのように議論するのかを確認いたします。

○総務部参事（兼）文書法制課長【三河秀行】　それでは、順次お答えさせていただきます。

まず、目的外使用の把握でございます。現行条例では、事務に必要な限度で使用し、かつ使用することが相当な理由があると認められるときなどには目的外利用が認められており、個人情報を実施機関以外の者へ提供等する場合の取扱要領に基づきまして、事務担当課から提出される個人情報の目的外利用簿記録表により目的外利用の把握を行っております。目的外利用の具体例といたしましては、県営住宅の家賃決定のために、市県民税の課税情報を神奈川県に提供する場合などがございます。法施行後におきましても、事務に必要な限度で使用する場合や、使用することに相当な理由があると認められるときには目的外利用が認められておりまして、法の趣旨に沿った利用目的であるかを個別に判断していくことになります。

続きまして、不正利用時の対応と罰則のプロセスについてでございます。個人情報等の不正利用が発生した場合には、速やかに国の個人情報保護委員会への報告を行います。また、漏えいした個人情報の本人に対しまして、その概要、漏えいした個人情報の内容、原因などを通知いたします。報告を受けた個人情報保護委員会は、必要に応じて当該個人情報取扱事業者等、その他関係者に対して報告徴収、立入検査を実施し、指導、助言を行い、また、勧告、命令を行うことができ、これらに応じなかった場合や虚偽の報告をした場合等につきましては刑事罰が科せられる可能性がございます。

○委員【大山学議員】　それでは、最後になりますけれども、個人情報ファイル簿というのがありますが、個人情報ファイル簿というのはどういうものなのかを詳しくお願いいたします。それと匿名加工情報というのがあるということですが、まず、この匿名加工情報というものは何かということと、個人を特定できるようなことはないのかということ、加工の方法についてを確認いたします。それと最後になりますけれども、具体的な情報漏えい防止にどのような対策を取るのかということ、情報防止セキュリティー研修とか物理的セキュリティーというような説明がありましたけれども、これについて詳しくお願いいたします。

以上です。

○総務部参事（兼）文書法制課長【三河秀行】　それでは、個人情報ファイル簿から答弁させていただきます。まず、個人情報ファイルとは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系化したもの、そのほか、一定の事務の目的を達成するために、氏名、生年月日その他の記述等により、

特定の保有個人情報を経易に検索することができるように、体系的に構成したものと法で定められております。一言で申し上げますと、保有個人情報をデータベース化したものということになります。個人情報ファイル簿につきましては、行政機関等が保有している個人情報ファイルにつきましては、個人情報のファイルの名称、行政機関と組織の名称、利用目的、個人情報ファイルに記録されている項目や個人の範囲、個人情報の収集方法などの事項を記載した帳簿のことをいまして、この個人情報ファイル簿の作成、公表は、行政機関の長等の義務とされております。

次に、匿名加工情報です。匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいいます。

匿名加工情報の加工の方法です。匿名加工情報は、個人情報に含まれる記述等の一部を削除したり、個人識別符号の全部を削除したりすることにより作成することとされております。なお、匿名加工情報を作成するための加工の方法には、ただいま申し上げました削除のほか、記述等や個人識別符号を復元することができる規則性を有しない方法により、ほかの記述等に置き換えることを含むとされております。

最後に、具体的な情報漏えい防止はどのような対策かというところでございます。情報資産に関する情報セキュリティー対策につきましては、伊勢原市情報セキュリティーポリシーにより対策を講じております。具体的には、人的セキュリティーといたしまして、新採用職員や特定個人を取り扱う職員を対象に、端末操作者、あるいはシステム管理者、あるいはマイナンバー制度の入門編などと様々な研修を実施いたしまして、必要な知識の習得を図っております。また、物理的セキュリティーといたしまして、情報管理区域の管理であるとか、職員によるUSBの使用を原則として禁止するなど、情報漏えい、改ざん、消去等のリスクへの対策をしております。さらに技術的セキュリティーといたしまして、コンピューターやネットワークの管理、アクセスログの管理等を行いまして、情報システム等の不正利用や不正利用の証拠保全などを行っております。保有個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止、その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置につきましては、法第66条第1項の規定により措置を行うことが義務づけられておりますことから、さらに精査をして措置の基準を作成し、条例第6条の規定による審査会への諮問を経て、これを確定してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 それでは、私からも議案第43号について、2点伺います。

開示決定後の期限は15日以内から30日以内に2倍になった理由についてお尋ねします。2点目です。個人情報ファイル簿及び個人情報ファイル簿に準ずるファイル簿の内容について、さきの議員の答弁の中にございましたが、そのデー

データベース化したファイル簿を作る意義について、目的についても御説明願います。  
○総務部参事（兼）文書法制課長【三河秀行】 それでは、開示決定の期間についてでございます。個人情報保護に関する法律の制定趣旨といたしまして、全国統一的な運用が求められており、法では、開示決定等は開示請求があった日から30日以内にならなければならないと規定されております。このことから、法施行条例におきましても、開示請求に係る諾否期限を30日以内と規定するものでございますけれども、これまでと同様、できる限り早期に諾否決定を行う運用としてまいります。

続きまして、個人情報ファイル簿、個人情報ファイル簿に準ずるファイル簿を作成する意義についてでございます。個人情報ファイル簿と個人情報ファイル簿に準ずるファイル簿作成の意義、目的につきましましては大きく2点ございます。1点目は、個人情報ファイルの存在や内容を明らかにすることにより透明性を図り、市における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に役立てることです。2点目は、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識できるようにすることです。市といたしましては、この意義、目的に即して適切に管理、運用してまいります。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 個人情報ファイル簿及び個人情報ファイル簿に準ずるファイル簿の意義については理解しました。

それに対して3点質問いたします。一般の方でも個人情報ファイル簿及び個人情報ファイル簿に準ずるファイル簿は閲覧できる状態だと思いますが、年間を通して、どのぐらいの利用頻度があるものなのか、御説明願います。2点目です。個人情報ファイル簿に準ずるファイル簿の作成は、1000人未満であっても作成し公表することとした理由についてお尋ねします。3点目です。1000人未満ということは、何人であっても作成するということが義務づけられていると理解してよいのか、お尋ねします。

○総務部参事（兼）文書法制課長【三河秀行】 それでは、順次答弁させていただきます。

まず、年間どのぐらいの利用頻度があるのかということでございます。現行条例では、個人情報を取り扱う事務を単位といたしまして、取り扱う目的や収集の方法などを記載しました個人情報事務登録簿を作成してございまして、市民がいつでも閲覧できるように、本庁舎1階の市政情報コーナーに配架してございまして、特に記録は取ってございません。

続きまして、1000人未満であっても、個人情報ファイル簿に準ずるファイル簿を作成する理由でございます。先ほど御答弁申し上げましたとおり、現行条例では個人情報事務登録簿を作成してございまして、この事務登録簿は、ファイル登載対象者数に下限がございまして、該当する全ての事務を作成する対象としてございまして、この個人情報ファイル簿にしまして、法に準拠し

て、対象を1000人未満の個人情報ファイル簿を作成しないということになりますと、現行の個人情報の保有の状況等について公表しておりました、対象者が少数の個人情報について公表されないこととなりますので、対象者1000人未満の個人情報ファイルにつきましても、個人情報ファイル簿に準じるファイル簿といたしまして作成し公表することとしたものでございます。

1000人未満、何人であっても作成することになるのかということでございます。基本的には対象者が何人であっても個人情報ファイル簿に準ずるファイル簿を作成、公表することになりますけれども、対象者が極端に少ない、数人程度であって、個人が特定されてしまう可能性がある場合につきましては公表しないという取扱いも想定しております。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 最後の質問です。本条例可決後、施行日の令和5年4月1日に向けて早速準備に入ると思いますが、市民への周知を含めて、具体的にどういった御準備をされるのか、お尋ねします。

○総務部参事（兼）文書法制課長【三河秀行】 では、お答えいたします。議案をお認めいただけましたら、1月下旬頃までには本条例の解釈・運用基準等の作成を行いまして、2月から3月にかけて市職員への研修を行うとともに、市ホームページ、広報いせはらなどによりまして市民の皆様にも周知をしていきたいと考えてございます。

以上です。

○委員【越水崇史議員】 資料を拝見してまいりまして、変更点のところ、条例要配慮個人情報という箇所でございますけれども、本市では、条例要配慮個人情報を規定すべき特別な事情がないことから、これを定めることはしませんと記載があったんですが、今、犯罪被害者を保護する施策について検討なさっているようにも伺ったんです。特に配慮を要するからこそ定める必要があるんじゃないかなと思ったんですけれども。お願いします。

○総務部参事（兼）文書法制課長【三河秀行】 それでは、お答えいたします。犯罪により被害を被った事実につきましては、法律の第2条第3項で要配慮個人情報として定義をされており、法の下で保護されておりますので、改めて条例に規定する必要はないということから、法施行条例には特段の定めをしていないものでございます。

以上です。（「ありがとうございます」の声あり）

○委員【今野康敏議員】 私からも、「議案第43号、伊勢原市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」、何点か質疑させていただきます。

まず、本条例の上位法律でございます個人情報の保護に関する法律が一部改正された背景及び主な改正点について、お伺いいたします。

○総務部参事（兼）文書法制課長【三河秀行】 それでは、お答えいたします。

まず、背景についてお答えいたします。国においては、デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化や国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子

高齢化の進展への対応、そのほか我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、国や地方のデジタル業務改革を強力に推進する方針を打ち出しました。これに伴いまして、情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、官民や地域の枠を超えたデータ利活用の活発化に対応するため、支障となり得る法律上の不均衡、不整合などを是正する必要が生じました。これらの課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度につきまして、全国的な共通ルールを法律で規定するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保しようとしたものでございます。

こうした中、令和3年5月12日には、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の中で、個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法が改正されまして、令和4年4月1日から、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3つの法律が1つに統合され、民間、国の機関及び独立行政法人等が改正法の適用となりました。加えまして、地方公共団体の個人情報保護制度につきましても、令和5年4月1日から改正後の個人情報保護法における共通ルールが適用されることとなったことから、この法律を施行するために必要な事項を定める条例を定める必要が生じたために、法施行条例を制定させていただくものでございます。

次に、主な変更点といたしましては、国、民間、地方公共団体を対象とする法律の適用範囲の統一化、死者の情報は個人情報に当たらないなど、個人情報保護制度に係る定義の一元化、個人情報ファイル簿作成の義務化などが挙げられます。

以上です。

○委員【今野康敏議員】 詳細な説明ありがとうございました。

続いて、1点お伺いいたします。個人情報の定義についてお伺いいたします。遺族等の個人情報に該当しない死者に関する情報の取扱いについては、別の制度を設けることとなっておりますが、その詳細をお伺いいたします。

○総務部参事（兼）文書法制課長【三河秀行】 それでは、お答えいたします。死者に関する情報につきましては、個人情報には該当しないこととなるため、個人情報保護法に基づく開示等はできなくなります。そこで、死者に関する情報がむやみに開示されないように、開示請求できる人の範囲や開示する文書などを定めることで、死者に関する情報の保護を図る等、現行と同様、遺族等から死者に関する情報の開示を求められた際には、不都合が生じないよう適切な運用を行ってまいります。

以上です。

○委員【今野康敏議員】 承知しました。

最後に、審査会委員について2点お伺いいたします。審査会委員の任期について、法律では規定されていませんが、本条例では3年と規定する理由をお伺いいたします。最後に、審査会委員が秘密を漏らした場合の罰則について、条例で現行条例と同様に規定する理由をお伺いいたします。

○総務部参事（兼）文書法制課長【三河秀行】 それでは、順次お答えさせて



いただきます。

まず、委員の任期でございます。行政処分に対して審査請求を審査する行政不服審査会の委員の任期が、行政不服審査法上3年であることや、近年の審査会開催状況等を考慮いたしまして、委員の任期を3年といたしました。

続きまして、罰則の関係でございます。審査会につきましては、開示請求等に対する決定について審査請求があった場合に、具体的に実施機関が行った決定の適否を審査するために、職務上個人情報を知り得る可能性がありますので、現行条例と同様に、審査会委員は、この条例上守秘義務を負うとともに、この守秘義務を罰則により担保しようとしたものでございます。

以上です。

○委員長【長嶋一樹議員】 ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めて、質疑を終結します。

それでは、本案についての意見等をお願いいたします。

○委員【橋田夏枝議員】 それでは、私から意見を申し上げます。

近年、世界的にデジタル社会に移行し、手軽に便利に情報収集できる一方で、個人情報に伴うトラブルも、民間、行政ともに増加しております。マイナンバーを中心としたデジタル行政による効率化により、さらなる個人情報保護の重要性が必要となります。また、情報公開制度のように市民に行政情報を適正に開示しなければならぬこともあり、どこまで情報を開示できるのか、行政として明確なルールづくりが求められます。今回、個人情報の保護に関する法律施行条例の制定は必然的であり、制定後は適正な運用を行う必要があります。市民の情報を取り扱う市役所としましては、今後も身を引き締めて市民の個人情報を守り、さらなるデジタル事務作業の効率化を進めていただくことを要望いたしまして、本条例に賛成といたします。

○委員【越水崇史議員】 全国的な共通ルールが法律で規定されて、国でガイドラインを示されたということで、本市においても事務運用に当たって明確なルールも必要だと考えます。説明によれば、来年の4月1日施行ということですので、しっかりと周知をしていただいて、準備を進めていただければと考えております。よろしく申し上げます。

○委員【小沼富夫議員】 私からも、議案第43号について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

個人情報保護法制2000個問題があるとされております。これは、個人情報の取扱いを定めている法令が、民間事業者を対象にした個人情報保護法、そして、国の行政機関を対象にした行政機関個人情報保護法、研究機関、国立大学、国立病院などに対する独立行政法人個人情報保護法、そして、全国の都道府県、市区町村、一部事務組合、広域連合の個人情報保護条例が、合計して2000個以上あり、それぞれ規定の内容や解釈の仕方が異なるため、様々な問題があるとするものでございます。

2000個問題とは、1つとして、条文のばらつきが予想以上に大きいこと、

2つ目に、解釈権が2000個に分立していること、3つ目に、オンライン結合の場合等は、それぞれの自治体の個人情報保護審議会の答申を待たなければならず、その判断も異なることが多いこと、4つ目として、個人情報法は3年ごとに見直し条項があり、3年ごとに見直しがなされるが、見直しをしない自治体の条例との乖離が拡大することなどであるとし、その結果として、個人データの広域連携や利活用を阻害する大きな要因の一つとなっている、そしてまた、分野別の特別法を制定したとしても、分野横断的にデータを突合する場合には問題が発生する。そしてまた、オープンデータ政策で最も期待される自治体の情報を十分に利活用することができない、最後に、越境データ問題への影響が生じるなどの問題があるとされています。これらのことにより、今回の制定となったものと考えるところであります。よって、議案第43号に対し、賛成といたしたいと存じます。以上です。

○委員長【長嶋一樹議員】 ほかに発言は。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【長嶋一樹議員】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。なお、委員長報告の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○委員長【長嶋一樹議員】 御異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時48分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和4年12月7日

総務常任委員会  
委員長 長嶋一樹